

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月27日
【会社名】	セーラー万年筆株式会社
【英訳名】	The Sailor Pen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 比佐 泰
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 米澤 章正
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 米澤 章正
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 590,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	セーラー万年筆株式会社天応工場 (広島県呉市天応西条二丁目1番63号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 天応工場は、法定の縦覧場所ではありませんが投資家の 便宜のため縦覧に供しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数100株であります。

(注) 1. 平成30年4月27日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,100,000株	590,100,000	295,050,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,100,000株	590,100,000	295,050,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、295,050,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金[円]	払込期日
281	140.5	100株	平成30年5月21日	-	平成30年5月22日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに募集株式の「引受契約」を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 平成30年4月27日(金)開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の割当予定先との間で募集株式の「引受契約」を締結しない場合は、募集株式に係る割当では行われな

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
セーラー万年筆株式会社 管理部	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
590,100,000	2,800,000	587,300,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額は、登記費用、手数料その他の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

< 前回資金調達により調達した資金の充当状況 >

当社は平成25年12月27日に提出した有価証券届出書の「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、平成30年4月26日提出の第102期に係る有価証券報告書の訂正報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載した通り、M & Aの計画を見直し資金の一部を短期借入金の返済に充当することになったため、支出予定金額を変更したこと、及び平成30年4月26日提出の第103期に係る有価証券報告書の訂正報告書「第一部「企業情報」 第4「提出会社の状況」 (5)「発行済株式総数、資本金等の推移」に記載した通り、文具事業の新製品開発を急ぐためM & A資金の一部を文具事業の開発費に充当することとなったことから支出予定金額を変更し、また、支出予定時期までに全て充当できない見込みとなったため、計画を修正して支出予定時期を延長しました。変更後の「手取金の使途」及び現在までの充当状況については、以下のとおりです。

上記調達資金の本有価証券届出書提出日現在の充当状況は、下表のとおりであります。

具体的な資金使途	支出予定金額	充当済金額	未充当金額	支出予定時期
天応工場の建て替え及び生産設備の更新	500百万円	197百万円	303百万円	平成26年4月～平成31年12月
青梅工場の生産設備	100百万円	86百万円	14百万円	平成26年4月～平成31年12月
文具事業の開発投資	300百万円	267百万円	33百万円	平成26年3月～平成31年12月
ロボット機器事業の開発投資	80百万円	56百万円	24百万円	平成26年3月～平成31年12月
システム化投資	100百万円	61百万円	39百万円	平成26年4月～平成31年12月
M & A費用	301百万円	20百万円	281百万円	平成26年4月～平成31年12月
借入金の返済	160百万円	160百万円	充当済	平成26年6月
合計	1,541百万円	847百万円	694百万円	

- (注) 1. 平成25年12月27日に提出した有価証券届出書による第四回新株予約権は、発行総数70,674,744個のうち、53,162,024個の権利行使が行われ、53,162,024株を交付いたしました。払込金額の総額は、1,648,362,744円となり、発行諸費用107百万円を差し引いた手取額は、1,541百万円となりました。なお、権利行使されなかった新株予約権につきましては、行使期間が過ぎたためすでに消滅しており、追加行使はありません。この結果、資金使途のうち、最も優先順序の低かった「M & A資金」の支出予定金額は新株予約権が100%行使された場合の当初予定額1,245百万円から、301百万円に変更となりました。
2. 「天応工場の建て替え及び生産設備の更新」の未充当金額303百万円は、今回の手取資金と合わせて、天応工場の建て替えに使用いたします。～の未充当金額につきましては、平成27年11月に計画を立て直し、引き続きそれぞれの使途で期間内に充当する予定となっております。

< 今回調達する手取金の使途 >

具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期
天応工場の建て替え	300百万円	2018年12月～2019年12月
万年筆製造設備の更新・増設及び自動化装置導入	200百万円	2018年7月～2019年12月
インク製造設備・物性測定装置更新	87百万円	2018年12月～2019年12月
合計	587百万円	2018年7月～2019年12月

（注） 調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

本第三者割当による新株式発行は、プラス株式会社との業務・資本提携のために行うものであり、資金調達を主たる目的としておりません。前記手取概算額587,300,000円の使途につきましては、文具事業について、天応工場（広島県呉市）の工場建て替え、万年筆製造設備の更新・増設及び自動化装置導入、インク製造設備の更新と物性測定装置の更新に充当いたします。

文具事業部天応工場の工場建屋につきましては、老朽化が進んでいるうえ、工程別に小さな建物が点在していて、建物間の運搬が必要で、運搬の無駄や塵埃による製品品質低下を招く要因となっています。そこで、工場の建て替えを行い、工程を集約させて効率化を進めます。さらに、工場建物の吸排気を整備して塵埃を減らし、作業環境を改善させるとともに、品質向上を目指します。この工場建て替えは、平成25年12月27日に提出した有価証券届出書の第四回新株予約権の使途にも含まれておりましたが、その後、万年筆の受注増加により増産が必要となり、生産設備の更新と増設を優先したこと、及び建設費高騰などの情勢変化により、建て替え資金が不足したため建設を延期しておりました。そこで、今回の業務・資本提携により得られる資金を追加して建て替えを進めます。

この工場建て替え費用としましては、総額603百万円を予定しており、第四回新株予約権の未充当金額303百万円と今回の予定金額300百万円を併せて建て替え費用に充当いたします。

現在、天応工場の万年筆製造については、受注量増加に対応するため、生産設備の更新、自動化を進め生産能力の向上を図ることが必要です。そこで、現在の万年筆製造設備を更新して老朽化により低下していた生産効率を上げるとともに、設備の増設を実施して増産を図ります。また、万年筆のペン先製造は、職人の手作業に依存しているところが多く、生産量を増加させるには職人の熟練が必要であり、増産に時間がかかる問題があるため、熟練した技術が必要なペン先研磨工程を除いた工程について生産自動化装置を導入し、増産及びコストダウンを実現してまいります。これらの費用として、200百万円を予定しております。

インク製造設備、インクの品質・性能を測定するための物性測定装置も老朽化しているため更新します。最新装置を導入してインク製造能力の向上、並びに測定精度の向上による品質の安定化を図ります。この費用としては、87百万円を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	名称	プラス株式会社
	本店所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 今泉 公二
	資本金	1億円
	事業の内容	オフィス家具、オフィスインテリア用品の製造・販売 文具、事務用品、OA・PC関連商品、事務機器の製造販売 オフィス環境のデザイン・施工・内装工事 電子光学機器、教育機器の製造・販売 日用雑貨品、食料品、ソフトウェア、書籍の販売 インターネットを利用した上記商品の販売 上記商品を対象とした海外事業
	主たる出資者及び出資比率	株式会社アイアンドアイ 55.5% 今泉 忠久 12.2% 今泉 英久 12.2% 今泉 壮平 11.0%
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	製品販売に関する取引があります。

(注) 本有価証券届出書提出日現在の状況を記載しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、前々年度、前年度と2年連続で営業黒字を計上することが出来、本年3月2日開催の取締役会において、有価証券報告書等の財務諸表から「継続企業の前提に関する注記」の記載解消を決議することができましたが、将来にわたって安定的な収益を上げていくためには、売上を拡大していかななくてはなりません。

このような中、当社文具部門は、万年筆や販売価格千円を超える価格帯（以下高価格帯という）のボールペン等が販売の主力となっており、販売価格千円未満（以下普及価格帯という）の筆記具の販売拡大が課題となっています。また、国内人口が頭打ちとなり、国内市場拡大が難しくなっている反面、中国や東南アジアをはじめとした新興国では経済発展が進んできており、海外販売・販売チャネルの拡大が非常に重要であると認識しています。

一方、割当予定先のプラス株式会社は、文具・事務機の卸問屋からスタートし、製造部門を立ち上げるなど業容の拡大に努める中で、カタログ商品の翌日発送をセールスポイントとした通信販売「アスクール」「ビズネット」事業を手掛けるなど、文具・事務機の流通業界において、新しい取り組みを積極的に実施してきた企業であり、国内17社、海外6社のグループ企業を持つなど、国内外に販売網を有しております。

同社は、筆記具を含む文具事業強化の取り組みの中で、筆記具の品揃え強化に取り組んでおり、万年筆などの高価格帯の筆記具を持つ当社との連携を図りたいということで、昨年4月、当社に業務提携の提案がありました。当社は、検討の結果、この業務提携により、高価格帯筆記具の国内外への販売拡大とともに、課題である普及価格帯筆記具の販売拡大、海外販売チャネルの拡大等を期待できるとして業務提携の協議に応じることとし、更に、両社は業務提携に関わる協議の過程で、業務提携の効果を最大にするためには、プラス株式会社が当社の一定数の株式を保有し、相互の経営の自主性を尊重しつつ、長期的なパートナーシップを構築することが重要であると判断し、業務・資本提携を実施することとなりました。今後は、プラス株式会社から社外取締役1名の派遣を受けるとともに、両社から数名のメンバーを参加させたプロジェクトを発足させ、業務提携の具体的な内容を検討・実行してまいります。

なお、この業務・資本提携に関する契約書を平成30年4月27日付で締結いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

普通株式2,100,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先であるプラス株式会社は、本業務・資本提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しております。

当社は、割当予定先から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先のホームページに掲載されている平成29年度事業報告書の財務諸表より、総資産額、純資産額及び現預金の額等を確認した結果、割当予定先は本第三者割当増資の払込みについて必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないものと判断しております。当該財務諸表は会社法の監査を受けたものであることを口頭にて確認しております。なお、割当予定先からは、本新株式に係る払込みについて、払込期日に全額払い込むとの確約書をいただいております。

g．割当予定先の実態

当社は、同社、同社の役員、及び株式会社アイアンドアイをはじめとする同社の主な出資者について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により調査しましたが、該当する情報は見つかりませんでした。更に、同社ホームページに記載された市民社会に脅威を与える反社会勢力と断固として対決して行くとの宣言を盛り込んだコンプライアンス・ポリシーを確認しております。また、割当予定先であるプラス株式会社が反社会勢力と一切関係がないことを口頭により確認いたしました。以上から、当社は割当予定先について、反社会的勢力との関係がないものと判断しております

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成30年4月26日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値303円を基準に、発行価額を281円といたしました。当社のこれまでの業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上でディスカウント率を7%（小数点以下切り捨て）としております。

なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均316.57円に対する乖離率は11.2%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均285.29円に対する乖離率は1.5%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均270.43円に対する乖離率は3.9%となっております。

本新株式の発行価額の算定方法については、取締役会決議日の前日終値を基準として採用いたしましたのは、当社が、平成30年2月14日に平成29年12月期の決算発表を行い、平成30年3月2日に東京証券取引所において「「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ」の開示を行ったため、当該株価は、この内容が反映されたものであり、直近1か月などの終値平均を基準として採用するよりも、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に表していると判断し、取締役会決議日の前日終値を発行価額の基準株価といたしました。当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

以上のことから当社は、本新株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたびの業務・資本提携の目的、調達する資金の用途、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株式につき決議いたしました。

なお、当社取締役監査等委員3名全員（うち社外取締役監査等委員2名）から、本新株式の発行価額が日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の規定内であることから、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化に規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資における新規発行株式数2,100,000株（議決権数21,000個）は、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数12,521,961株（議決権総数124,687個）に対して、16.77%（議決権総数に対し16.84%）（小数点第三位を四捨五入）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本第三者割当増資は、プラス株式会社との業務・資本提携に基づき実施されるものであり、本業務・資本提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社グループの企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、また、割当予定先であるプラス株式会社は当社

株式を長期的に保有する方針であり流通市場への影響は軽微であることなどから、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模及び流通市場への影響は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	-	-	2,100,000	14.41%
E H株式会社	大阪府堺市堺区北向陽町2丁目1-25	337,700	2.71%	337,700	2.32%
セーラー万年筆取引先持株会	東京都墨田区江東橋四丁目26-5	231,514	1.86%	231,514	1.59%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	158,300	1.27%	158,300	1.09%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	137,460	1.10%	137,460	0.94%
KORIA SECURITIES DEPOSIT ORY-SHINHAN INVESTMENT (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ東京支店)	34-6, YEOUIDO-DONG EOUNGDEUNGPO-GU, SOUL, KOREA (東京都新宿区新宿六丁目27- 30)	119,000	0.95%	119,000	0.82%
村山 信也	東京都西多摩郡	115,800	0.93%	115,800	0.79%
宇田川 昇平	東京都杉並区	110,000	0.88%	110,000	0.76%
山田 紘一郎	東京都中野区	100,000	0.80%	100,000	0.69%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14-1	97,100	0.78%	97,100	0.67%
計		1,406,874	11.28%	3,506,874	24.07%

(注) 1. 平成29年12月31日現在の株主名簿を基準として、本新株式の発行を勘案して記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を平成29年12月31日現在の総議決権数(124,687個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(21,000個)を加えた数(145,687個)で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第105期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年4月27日）までの間に生じた追加は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年4月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年4月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(10)略

(11) 第三者割当による新株式発行

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成30年4月27日開催の当社取締役会において、プラス株式会社を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は124,687個（直前の基準日である平成29年12月31日現在）であり、今回、第三者割当増資による株式数2,100,000株に係る議決権数は21,000個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は16.84%（発行後の総議決権数に占める割合は14.41%）となり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

大株主としての経営権について

平成30年4月27日開催の当社取締役会において、プラス株式会社を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。当該新株発行実施後は、同社は、発行後の総議決権数の14.41%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、業務・資本提携にあたって、取得する当社株式をこれ以上買い増すことはないとの意向を確認しており、その旨の業務・資本提携契約書を締結しております。よって今後においては、プラス株式会社より役員を1名受け入れることとしております。他は、会社の経営体制に変更は生じないものと判断しております。

2. 設備計画の変更

「第四部 組込情報」の第105期有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成30年4月27日）現在、以下のとおりとなっております。

3 [設備の新設、除却等の計画]

（重要な設備の新設等）

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
天応工場 (広島県呉市)	文具事業	工場建屋	603,000		平成25年12月27日提出の有価証券届出書による新株予約権発行の調達資金及び本有価証券届出書による新株式発行の調達資金	2018年12月	2019年12月	
		万年筆製造設備	200,000			2018年7月	2019年12月	
		インク製造・物性測定装置	84,000			2018年12月	2019年12月	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は、現時点では詳細な生産能力が決定していないことから、記載しておりません。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第105期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成30年3月30日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成30年3月28日開催の当社第105期定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結するための定款一部変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、比佐泰、町克哉、米澤章正、佐山嘉一の4名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、北浦良司、山田隆明、曉琢也の3名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率	決議結果
第1号議案	74,317	1,397	275	97.80%	可決
第2号議案					
比佐 泰	74,432	1,282	275	97.95%	可決
町 克哉	74,442	1,272	275	97.96%	可決
米澤 章正	74,263	1,451	275	97.73%	可決
佐山 嘉一	74,197	1,517	275	97.64%	可決
第3号議案					
北浦 良司	74,534	1,178	275	98.09%	可決
山田 隆明	74,408	1,304	275	97.92%	可決
曉 琢也	74,341	1,371	275	97.83%	可決

（注）1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案及び第3号議案につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分）は、75,989個であり、賛成比率は、出席した株主の議決権に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

4 . 最近の業績の概要

平成30年4月27日開催の当社取締役会において承認された第106期第1四半期連結累計期間（自平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）における四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	775,825	727,474
受取手形及び売掛金	1,221,197	1,430,143
商品及び製品	634,734	644,477
仕掛品	199,379	225,492
原材料及び貯蔵品	600,869	669,915
その他	54,100	50,822
貸倒引当金	3,034	6,649
流動資産合計	3,483,071	3,741,677
固定資産		
有形固定資産		
土地	859,647	859,647
その他（純額）	121,373	128,215
有形固定資産合計	981,021	987,862
無形固定資産	75,637	70,258
投資その他の資産		
投資有価証券	149,742	168,277
その他	113,669	124,121
貸倒引当金	2,499	12,720
投資その他の資産合計	260,912	279,679
固定資産合計	1,317,570	1,337,800
資産合計	4,800,642	5,079,478
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	794,318	974,325
短期借入金	1,015,720	999,664
リース債務	4,347	5,699
未払法人税等	39,197	15,067
賞与引当金	11,826	35,929
アフターコスト引当金	7,551	7,551
その他	114,980	164,323
流動負債合計	1,987,942	2,202,561
固定負債		
リース債務	17,582	23,029
繰延税金負債	133	-
再評価に係る繰延税金負債	260,550	260,550
退職給付に係る負債	676,227	691,867
製品自主回収関連損失引当金	5,437	5,385
資産除去債務	23,100	23,100
固定負債合計	983,032	1,003,932
負債合計	2,970,974	3,206,494

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358,523	3,358,523
資本剰余金	1,727,218	1,727,218
利益剰余金	3,831,121	3,787,714
自己株式	20,913	20,939
株主資本合計	1,233,707	1,277,088
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	105	987
土地再評価差額金	590,365	590,365
為替換算調整勘定	5,489	6,516
その他の包括利益累計額合計	595,960	595,895
純資産合計	1,829,667	1,872,983
負債純資産合計	4,800,642	5,079,478

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
売上高	1,580,037	1,510,987
売上原価	1,131,755	1,091,522
売上総利益	448,282	419,464
販売費及び一般管理費	400,035	386,899
営業利益	48,247	32,565
営業外収益		
受取利息	945	2,530
為替差益	11,647	-
持分法による投資利益	18,533	21,207
その他	931	1,628
営業外収益合計	32,057	25,366
営業外費用		
支払利息	8,997	7,807
為替差損	-	1,299
その他	564	749
営業外費用合計	9,562	9,857
経常利益	70,743	48,074
特別利益		
投資有価証券売却益	10,614	415
特別利益合計	10,614	415
特別損失		
特別損失合計	-	-
税金等調整前四半期純利益	81,357	48,490
法人税、住民税及び事業税	6,111	5,165
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	6,111	5,165
四半期純利益	75,246	43,325
非支配株主に帰属する四半期純利益	5,501	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	69,744	43,325

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
四半期純利益	75,246	43,325
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,860	1,092
土地再評価差額金	-	-
為替換算調整勘定	55,835	962
持分法適用会社に対する持分相当額	-	64
その他の包括利益合計	60,695	64
四半期包括利益	14,550	43,260
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	428	43,260
非支配株主に係る四半期包括利益	14,122	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前第1四半期連結累計期間(自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	文具事業	ロボット機器事業	計		
売上高					
(1)外部顧客への売上高	1,112,640	467,397	1,580,037	-	1,580,037
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,112,640	467,397	1,580,037	-	1,580,037
セグメント利益	40,265	7,982	48,247	-	48,247

(注) セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	文具事業	ロボット機器事業	計		
売上高					
(1)外部顧客への売上高	1,018,710	492,276	1,510,987	-	1,510,987
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,018,710	492,276	1,510,987	-	1,510,987
セグメント利益	6,935	25,629	32,565	-	32,565

(注) セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第105期)	自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	平成30年 3月29日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	--------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森岡 健二	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山村浩太郎	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新藤 弘一	印
----------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森岡 健二	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山村浩太郎	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	新藤 弘一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。